

# 第 1 6 4 号 答 申

## 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成24年10月23日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市児童福祉センター中央児童相談所（以下「中央児相」という。）が露出している各種報道に関する下記の文書（いずれも同年 1月から同年10月23日までのもの）の公開請求を行った。
  - (1) 出演及び取材の依頼が明確になる文書（以下「本件請求文書①」という。）
  - (2) 出演及び取材が許可された事実が確認できる文書（以下「本件請求文書②」という。）
- 2 同月26日、実施機関は、本件請求文書①として、異議申立人から依頼を受けた中央児相に対する取材に関する文書（以下「本件行政文書」という。）始め 3件の文書を特定したが、本件行政文書には第三者である異議申立人に関する情報が記載されていたことから、異議申立人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。
- 3 同年11月 2日、異議申立人は、実施機関に対し、本件行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。
- 4 同月20日、実施機関は、上記の公開請求に対して、本件請求文書①については、本件行政文書を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、本件請求文書②については、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として非公開決定を行い、その旨を公開請求者に通知した。
  - (1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当  
本件行政文書に記載されている個人の氏名、役職、 Eメールアドレス及び携帯電話番号（以下これらを「本件非公開情報①」という。）については、特定の個人を識別できるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため。
  - (2) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

本件行政文書に記載されている取材における撮影技法、法人の電話番号及びファクシミリ番号（以下これらを「本件非公開情報②」という。）については、公にすることにより法人の事業活動に不利益を与えると認められるものであるため。

- 5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと、本件行政文書に記載されている異議申立人に関する情報のうち、本件非公開情報①及び本件非公開情報②（以下これらを「本件非公開情報」という。）を除く部分については条例第 7 条第 1 項各号で定める非公開情報に該当しないこと及び同年12月 6日に公開を実施することを異議申立人に通知した。
- 6 同月 3日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行うとともに、本件処分の執行停止の申立てを行った。
- 7 同月 4日、実施機関は、本件処分の執行停止の決定を行い、その旨を異議申立人及び公開請求者に通知した。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件行政文書は、取材先との信頼関係の下でやり取りされたもので、相手方の名前及び当時の取材過程の詳細が記載されている。一部非公開とはいえ、これらの情報がいったん公開されるとそれが先例となり、今後みだりに公開されることにつながりかねず、取材先との信頼関係を築く上での大きな障害となる。

さらに、取材活動や番組制作に関わる文書が公開されること自体、取材先が異議申立人への協力をためらったり、異議申立人の取材活動や番組編集が第三者から干渉されることにつながりかねない。

その結果、異議申立人の今後の放送事業の円滑な遂行に大きな支障が生ずるとともに、表現の自由を規定した日本国憲法第21条の保障の下で行ってきた事実報道の自由が侵害され、国民の知る権利も損なわれる結果につながるおそれがあるため、本件行政文書は条例第 7 条第 1 項第 2 号の非公開情報に該当する。

- (2) 本件行政文書には、本件処分により非公開とされている撮影技法以外にも、取

材のテーマ、概要、手法、スケジュール等の番組制作のノウハウそのものが記載されている。これらの情報が公開されると、異議申立人がどのような取材の着眼点を持ち、どのような取材活動を行ったかという取材手法が明らかとなり、異議申立人に明らかに不利益を与えるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号により非公開とするべきである。

(3) 本件行政文書には異議申立人の取材源が明記されており、本件処分は報道機関の重要な職業倫理である取材源の秘匿を阻害するものである。本件処分においては、取材源が実施機関と同一であるため、公開による不利益が公益を上回らないと判断されたと考えるが、取材源を明記した異議申立人の文書が公開されること自体が、異議申立人による取材源の秘匿への信用を大きく傷つけることになる。

(4) 条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書アにより、職務遂行に係る情報である場合には、公務員の職及び氏名が公開となることは理解しているが、本件行政文書に記載された取材先の職員の氏名が公開されることにより、今後、異議申立人の取材に対して公務員が慎重に対応する可能性があり、異議申立人の放送事業の円滑な遂行に大きな支障をもたらすおそれがある。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 条例第 7 条第 1 項には、行政文書の公開請求があったときには、同項各号に掲げる非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならないと定められている。

また、同条第 2 項には、非公開情報に係る部分を除いて行政文書の一部を公開することについて定められている。

2 本件行政文書には、本件非公開情報を除いて、同条第 1 項各号に掲げる非公開情報は記載されていない。

3 本件行政文書のうち、本件非公開情報を除く情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益が、実施機関に求められる公開することによる公益を上回るものとは言えない。

#### 第 5 審査会の判断

##### 1 争点

異議申立人は、本件行政文書が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当し、公開すべきで

ないと主張しているため、これについて判断する。

## 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

## 3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、上記第 3 2(1) のとおり、取材活動や番組制作に関わる文書が公開されること自体が、今後の放送事業の円滑な遂行に大きな支障を及ぼすとし、たとえ公開が一部であったとしてもそれが先例となって、みだりに情報が公開されることにつながり、今後異議申立人に甚大な不利益が生ずることを危惧している。

そのため、本件行政文書に非公開情報に該当しない記載があったとしても、条例第 7条第 1項第 2号に該当し、全体を非公開とするべきであると主張している。

(2) しかしながら、条例第 7条第 1項は、公開請求があったときには、公開請求に係る行政文書に同項各号に規定する非公開情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならないと規定している。

また同条第 2項は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、当該部分を容易に区分して除くことができ、かつ、それでも請求の趣旨が損なわれないと認められるときは、当該非公開情報以外の部分を公開しなければならないと規定している。

(3) したがって、当審査会は、本件行政文書のうち本件非公開情報を除いた部分が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断する。

## 4 本件行政文書について

(1) 本件行政文書は、異議申立人が中央児相に対して取材（以下「本件取材」という。）を依頼した際に、その交渉過程において中央児相の所長（以下「本件所長」という。）に宛てて送信した電子メール（以下「本件メール」という。）を印刷物として出力したものであり、本件メールには、本件取材の相手先である本件所

長の所属及び氏名（以下これらを「本件宛先」という。）、本件取材に基づいて制作する番組の概要、撮影技法、撮影期間及び今後の打合せの予定等からなる部分（以下「本件メール本文」という。）、本件メールの発信者及び受信者に関する情報、発信日時、件名等（以下これらを「本件メール基本情報」という。）が記載されている。

(2) 本件行政文書には、本件メールのほか、出力した際の情報として、本件メールの受信者である本件所長の氏名、ページ数及び出力年月日（以下これらを「本件出力情報」という。）が記載されている。

## 5 本件メールについて

(1) 条例第 7 条第 1 項第 2 号は、法人の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件メールは、異議申立人が本件取材を依頼した際に、本件所長に宛てて送信したものであり、法人の事業活動上の情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件メールを公開すると、異議申立人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

### ア 本件宛先について

(7) 異議申立人は、本件宛先を公開することは、異議申立人の報道機関としての取材源の秘匿に対する信頼を大きく傷つけることになると主張する。

また、今後も取材先が公務員である場合には、自分の氏名を公開されることを懸念して真実を話さなくなり、結果として異議申立人が国民の知る権利に応えられなくなるおそれがあるとも主張する。

(イ) しかしながら、本件取材に基づいて異議申立人が制作した番組は、既に平成24年 9 月 7 日に放送されており、その内容をみると、異議申立人が中央児相に取材をした事実は明らかである。

また、本件所長は中央児相の組織上の長であり、異議申立人が本件取材の依頼をするに当たって相手先となることが自然な立場にある。

さらに、実施機関自らが、本件処分において本件宛先を公開する決定を行ったことに鑑みると、本件取材に関して、その取材源の秘匿に配慮しなければならない特段の事情は認められない。

(ウ) したがって、本件宛先を公開したとしても、異議申立人に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

イ 本件メール本文について

(ア) 異議申立人は、本件取材のテーマ、概要、手法及びスケジュールに関する情報は番組制作のノウハウそのものであり、公開することにより放送事業の遂行に支障をきたし、異議申立人に明らかに不利益を与えることから、本件メール本文は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると主張する。

(イ) しかしながら、本件メール本文のうち本件非公開情報を除く部分についてみると、取材交渉の過程において通常想定され得る内容であり、異議申立人独自のノウハウが用いられているなど、非公開とすべき特段の事情も認められない。

(ウ) したがって、本件メール本文のうち本件非公開情報を除く部分を公開したとしても、異議申立人に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

ウ 本件メール基本情報について

本件メール基本情報のうち本件非公開情報を除く部分についてみると、本件メールの発信日時、件名、異議申立人の組織名及び所在地に関する情報等が記載されているが、これらの情報を公開したとしても、異議申立人に明らかに不利益を与えるとは認められず、いずれも条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

(4) 以上のことから、本件メールは、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

6 本件出力情報について

本件出力情報は、実施機関が本件メールを印刷した際に記録された情報であり、法人の事業活動上の情報であるとは認められないため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成24年12月 4日	諮問書の受理
12月 5日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成25年 1月11日	実施機関の弁明意見書を受理
1月15日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
2月14日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述等申出書を受理
平成26年 1月17日 (第158回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
4月18日 (第161回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
6月20日 (第163回審査会)	調査審議
8月22日 (第165回審査会)	調査審議
9月19日 (第166回審査会)	調査審議
9月30日	答申